

# 序章

## 吉川市都市計画マスタープランの概要

**第1節 都市計画マスタープランとは**

**第2節 都市計画マスタープランの役割**

**第3節 改定の背景**

**第4節 目標年次**

**第5節 全体構成**

## 第1節 都市計画マスタープランとは

吉川市がめざす都市の将来像を示し、市民・事業者・行政等が、都市の将来像を共有し、その実現に向けて、協働して都市づくりを進めていくための大切なプランです。

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市民参画のもと、「本市の都市計画に関する基本的な方針」として本市が主体的に定める法定計画です。
- 都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「総合振興計画」と埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即して定めます。

## 第2節 都市計画マスタープランの役割

### ○都市の将来像の明確化

長期的な視点に立った市全体と地域別の将来像とその実現に向けた整備方針等を示します。

### ○本市の主体的な都市づくりの推進

本市における主体的な都市づくりの推進に向けた、都市計画の決定・変更や都市づくりに関する施策・事業の企画立案のよりどころとなります。

### ○都市づくりの総合性・一体性の確保

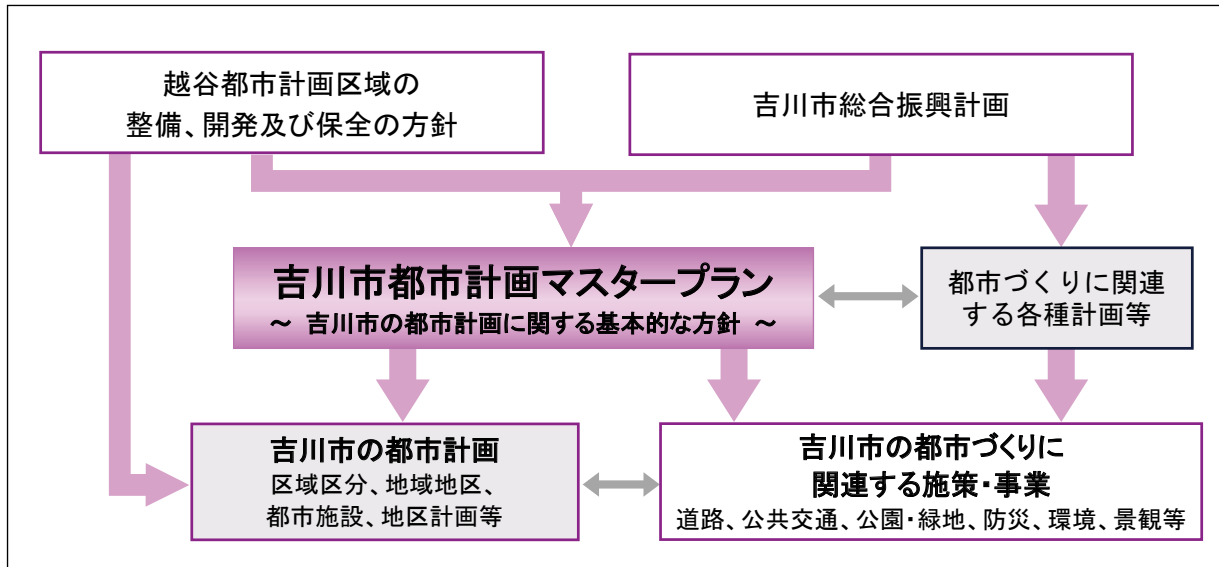
長期的な視点に立った本市の都市づくりの指針として、各種計画等と整合・連携を図りながら、都市づくりの総合性・一体性を確保します。

### ○市民等と協働する都市づくりの推進

都市計画マスタープランは、市民意向調査やパブリック・コメント等の市民参画により、市民等の意向や意見等を取り入れて定めています。

都市づくりの推進にあたっては、市民・事業者・行政等が、都市の将来像を共有し、それぞれの役割と責任に応じた、協働による都市づくりの取組みを推進します。

## 【吉川市都市計画マスタープランの位置付け】



### 第3節 改定の背景

本市では、平成12年3月に策定した「吉川市都市計画マスタープラン（平成24年3月一部改定）」に基づき、都市計画の決定・変更や市街地開発事業、都市施設の整備等、様々な取組みを展開し、総合的、計画的に都市づくりを進めてきましたが、都市計画マスタープランの上位計画となる「第5次吉川市総合振興計画」とともに、令和3年度に目標年次を迎えます。

一方、策定から概ね20年が経過する中で、全国的に人口減少、少子高齢化が進行し、人口増を前提とした都市づくりから、持続可能な安定・成熟した都市づくりが求められるようになりました。

また、コンパクトな都市づくりと連携した公共交通ネットワークの形成、空き家・空き地の増加による都市のスポンジ化対策、地球規模の環境問題への対応、激甚化している自然災害への対策等、多様かつ複合的な社会的課題に対応していく必要もあり、現行の都市計画マスタープランの策定当時とは、社会経済情勢等が大きく変化しています。

これらのことから、「第6次吉川市総合振興計画」と埼玉県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の上位計画に即するとともに、社会経済情勢の変化やSDGs（持続可能な開発目標）の推進等に対応し、市民等の幸福実感の向上をめざすため、都市計画マスタープランの改定を行うことになりました。

### 第4節 目標年次

#### 目標年次：令和24年（2042年）

吉川市都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市の将来像を展望し、概ね20年後の令和24年（2042年）とします。

なお、計画期間内であっても上位計画との整合性の確保や社会経済情勢の変化等を踏まえて柔軟に改定を行うものとします。

## 第5節 全体構成

吉川市都市計画マスタープランの全体構成を以下に示します。

